

愛知県廃棄物処理計画の施策の平成30年度実施状況（詳細版）

処理計画本文		実施状況（平成30年度）
施策 1 3Rの促進		
(1) 県民の3Rの促進		
(1)	①	<p>県民が商品の購入、使用に当たり、使い捨て商品の購入を避け、詰め替え可能な商品や長期間使える環境に配慮した製品、修理等ができる製品を選択するなど、廃棄物の排出抑制に取り組むよう啓発を行う。</p>
	②	<p>平成30年度の「ごみゼロ社会推進あいち県民大会」は、「食品ロス削減シンポジウム」と併せて開催し、環境トークショーやレジ袋削減取組優良店の表彰を行った。また、3Rに関するリーフレットを作成（18,000部）し、イベント、コンビニエンスストア、県及び市町村窓口での配布を行った。</p> <p>[県民大会の概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内 容：①大村知事による挨拶 ②レジ袋削減取組優良店表彰（対象46店舗のうち44店舗の表彰状を授与） ③環境トークショー（市川紗椰）</li> <li>・ 開催日：平成30年11月19日（月）</li> <li>・ 会 場：アンフォーレ ホール（安城市御幸本町）</li> <li>・ 参加者：約200名</li> </ul> <p>[食品ロス削減シンポジウムの概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内 容：①基調講演「食品ロスを減らすために私たちができること」 講師：井出留美氏（食品ロス問題の専門家） ②パネルディスカッション</li> </ul>
	③	<p>市町村が実施する分別収集や集団回収などの適正な資源循環の取組を促進する。</p>
	②	<p>3Rに関するリーフレットに分別収集や集団回収などの適正な資源循環の取組（食品ロス削減の促進等）や、特定廃家電製品の適正処理への協力の呼びかけを掲載し、当該リーフレットをイベント、コンビニエンスストア、県及び市町村窓口で、県民、事業者等に配布することにより、啓発を行う。</p>
	③	<p>「ごみゼロ社会推進あいち県民大会」においてレジ袋削減取組優良店の表彰を行うとともに、市川紗椰さん出演の環境トークショーでマイバッグの使用、レジ袋の削減について呼びかけた。</p> <p>大規模小売店舗の開設に際し、レジ袋削減や納品時のダンボール不使用等、容器包装廃棄物の発生抑制に取り組むよう呼びかける。</p> <p>「Let's エコアクション in AICHI」にて「ポイ捨てはやめましょう！」のパネルを掲示し、会場内で配られる記念品の包装材等を廃棄する場合について、市町村による容器包装廃棄物の分別収集への協力を呼びかけた。</p>

注)「処理計画本文」欄の網掛けは、新規取組又は取組強化の項目

愛知県廃棄物処理計画の施策の平成30年度実施状況（詳細版）

処理計画本文		実施状況（平成30年度）
(1)	④ 「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の事務局として県民大会、研修会等を開催することにより、3Rの必要性等を広く啓発するとともに、ごみ処理の有料化などの課題について引き続き検討を行う。	<p>ごみゼロ社会推進あいち県民会議の取組として、県民大会を開催し、3Rに関するトークショー等を行った（施策1(1)①に記載）。また、毎年度、市町村や事業者団体に対し、外部講師による研修会を行い、知識の向上を図っている。</p> <p>[研修会の概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマ：「家電のリサイクルについて」</li> <li>・講師：経済産業省 中部経済産業局</li> <li>・実施日：平成30年7月4日</li> <li>・参加者数：65名</li> </ul> <p>生ごみの資源化について、3Rに関するリーフレットや県内の小学校四年生（名古屋市立は各校一冊）に配付している環境学習副読本「わたしたちと環境」に掲載し、その促進を図った。</p> <p>一般廃棄物処理事業実態調査において、県内におけるごみ処理有料化の実施状況等を調査し、その結果をインターネット上に掲載する等、情報提供を行った。</p>
	⑤ 3Rの促進や適正処理等に関する知識の普及と意識の醸成を図るため、県民の環境学習を促進する。 ・学校教育の場で活用する環境学習副読本「わたしたちと環境」の作成 ・あいち環境学習プラザやAELネットを活用した環境学習の場の提供 ・資源循環情報システムを活用した資源循環に関する意識啓発 ・海岸漂着物に関する環境学習プログラムの普及 ・生態系に影響を及ぼすおそれがあるマイクロプラスチックをはじめとする海岸漂着物に関する情報提供、普及啓発等 ・愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所の建替えに当たり、循環型社会づくりや3Rの促進についても学べる、小中学生を対象とした環境学習の場を設置を検討する	<p>小学校における環境教育を支援するために、環境学習副読本「わたしたちと環境」を県内の小学校四年生（名古屋市は各校一冊）に配付する。廃棄物に関しては「ごみのはなし」の項目を設け、ごみの量と種類、ごみ処理、減らす工夫、リサイクル等に関する内容を盛り込み、小学生にもわかりやすく標記することで意識の醸成を図る。</p> <p>[副読本発行部数：56,500（平成31年3月配付予定）]</p> <p>あいち環境学習プラザやAELネットを活用した環境学習の場の提供</p> <p>海ごみ問題を広く啓発するため、中学生以上を対象に昨今問題となっているマイクロプラスチックの内容を含む海ごみに関する啓発動画を製作し、インターネット配信等を行う。</p> <p>また、県環境部イベントにブース出展し、絵合わせを行うカードゲームやメッセージボードで海ごみ削減について考えていただくきっかけづくりを行った。</p> <p>愛知県環境調査センターにおいて、新エネ・省エネ施設の実物や調査・分析の現場と、施設1階のスペースを活用して、小中学生を中心に多くの県民が環境（循環型社会や3Rなど）に関心を持ち、行動に移すことの重要性を学習できる場となるよう、整備基本計画に基づき、展示コンテンツの設計を作成している。</p>

愛知県廃棄物処理計画の施策の平成30年度実施状況（詳細版）

処理計画本文		実施状況（平成30年度）
(1)	⑥ 「あいち食育いきいきプラン2020」（平成28年3月）に基づき、余分な買い物はしない、期限表示に注意して保存する、材料のむだを省いた調理をする、作り過ぎない、外食時には食べきれぬ量のみ注文するなど環境に配慮した食生活の実践を促進する。	<p>地域における食育活動を担う食育推進ボランティア等を対象に調理講習会を開催し、県民への実践を働きかける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内 容：手軽に野菜を摂取する方法や食材を無駄なく食べる方法等を学ぶ</li> <li>・ 開催日：平成31年1月下旬から2月上旬（2回予定）</li> <li>・ 参加者：60名程度</li> </ul> <p>食育イベント等で食品ロスに関するクイズや家庭でできる取組を紹介したリーフレット等を配布し、啓発を行う。</p> <p>愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市と各種環境配慮団体とが連携して、環境負荷の少ない商品の購入「グリーン購入」を消費者に向けて啓発するためのキャンペーンを実施する。</p>
	⑦ 容器包装リサイクル法について、「愛知県分別収集促進計画」に基づき、市町村及び事業者団体と連携して、その普及、浸透を図る。	<p>小学校における環境学習を推進するため、小学校高学年を対象とした環境学習副読本「わたしたちと環境（平成30年度版）」において、ごみを減らすための工夫を記載するとともに、容器包装のリサイクルマークやプラスチック製容器包装のリサイクル方法を紹介する。</p> <p>平成30年5月30日から6月5日までの1週間を「ごみ散乱防止強調週間」とし、その一環として、公益社団法人食品容器環境美化協会と連携し、金山総合駅等の県内8駅の周辺で啓発資材を配布し、空き缶等のごみの散乱防止を呼びかけた。</p>
	⑧ 家電リサイクル法について、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が対象品目となっていることや、そのリサイクルシステムに関して普及・啓発に努める。	<p>3Rに関するリーフレットに、家電リサイクル法の対象品目や廃家電の引渡方法、廃家電の適正処理への協力の呼びかけを掲載し、当該リーフレットをイベント、コンビニエンスストア、県及び市町村窓口で、県民、事業者等に配布することにより、県民に啓発する。</p>
	⑨ 自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の再資源化等の促進を支援する。	<p>インターネット等により、自動車リサイクル法に係る情報提供を実施している。</p>

愛知県廃棄物処理計画の施策の平成30年度実施状況（詳細版）

処理計画本文		実施状況（平成30年度）
(1)	⑩ 本計画に基づく食品ロス削減の取組として、「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」が開催する県民大会等を通じて、広く県民に啓発する。	<p>食品ロス削減の取組を促進するため、平成30年11月19日から平成31年1月31日の期間で「食品ロス削減キャンペーン」を実施している。</p> <p>【食品ロス削減キャンペーン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭での食品ロス削減対策として、各家庭での食品ロス削減に係る取組の募集</li> <li>○宴会時の食品ロス削減のため、「3010運動」の啓発資材ポスター・チラシを作成するとともに、忘年会・新年会シーズンである12月、1月に「3010運動」を推進</li> </ul> <p>食品ロス問題を広く知ってもらうため、食品ロス削減シンポジウムを開催した。</p> <p>[食品ロス削減シンポジウムの概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容：①基調講演「食品ロスを減らすために私たちにできること」 講師 井出留美氏（食品ロスの専門家）</li> <li>②パネルディスカッション</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施日・会場：11月19日（月）・アンフォーレ（安城市）</li> <li>・来場者数：約200名</li> </ul>
<b>（2）事業者の3Rの促進</b>		
(2)	① 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定や毎年度の報告を通じて、3Rの推進など減量化の取組を指導する。また、多量排出事業者が提出した産業廃棄物処理計画等をインターネットで公表することにより、多量排出事業者の廃棄物処理の減量化・資源化等を促進する。	<p>多量排出事業者に産業廃棄物処理計画書及び同計画書実施状況報告書を提出させることで減量化の取組を促進した。また、計画書等提出時に減量等について指導した。</p> <p>多量排出事業者の廃棄物処理の減量化・資源化に関する自主的な取組を促進するため、県に提出された処理計画及び処理計画実施状況報告書をインターネットで公表した。</p> <p>[計画書提出件数] 29年度：649件、30年度：669件</p> <p>[実施状況報告書提出件数] 29年度：670件、30年度：669件</p>
	② 事業者による自主的取組を促進するため、廃棄物に関する適正な知識、発生抑制や再使用、再生利用に有効な情報、先進事例等について、セミナーや研修会の開催、インターネットの活用等により情報提供に努める。	<p>循環ビジネス創出会議として、現地見学会、ビジネスセミナー等を開催し、先導的・効果的な循環ビジネスの発掘・創出を進めるための情報の提供を行った。</p> <p>また、インターネットを利用して、廃棄物の減量化・資源化等に関する情報提供を行っている。</p>
	③ 事業活動全般にわたり環境保全への取組を効率的に進めるための組織内の体制、手続き、審査等を定めた「エコアクション21」等の環境マネジメントシステムの導入を促進する。	<p>平成30年7月に環境マネジメントシステム普及促進セミナーを開催し、「エコアクション21」の概要、導入メリットについて説明した。</p> <p>また、エコアクション21の認証取得を目指す事業者を対象として、認証取得に向けた具体的なアドバイスを行うエコアクション21認証取得支援研修会を開催した。</p> <p>[県内の認証・登録事業者数] 369件（平成30年1月末現在） 386件（平成30年10月末現在）</p>

愛知県廃棄物処理計画の施策の平成30年度実施状況（詳細版）

処理計画本文		実施状況（平成30年度）
(2)	④ 「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の活用等により、市町村と連携し、「レジ袋削減取組店制度」の充実を通じて、レジ袋等の容器包装の発生抑制に係る事業者の取組を促進する。	「ごみゼロ社会推進あいち県民大会」において、「レジ袋削減取組優良店」の表彰を行った。
	⑤ 資源としての再生利用が確実な廃棄物について処理業の許可を不要とする再生利用個別指定制度及び再生事業者の登録制度を利用した再生利用の促進に努める。	法令遵守を徹底した優良な事業者による産業廃棄物の再生利用を促進するため、平成23年度に新たな再生利用個別指定制度の運用を開始した。平成30年度10月末までに、24業者を再生利用個別指定業者に指定した。（29年度末：25業者） 再生事業者登録制度については、県が登録している廃棄物再生事業者数は、220事業者（平成29年12月末時点）で、前年度12月末時点と比べ、1事業者減少した。
	⑥ 食品関連事業者が行う食品の製造・流通・販売のそれぞれの過程において生じる食品廃棄物等について、発生抑制、再生利用、減量により削減が進むよう各種報告などを通じて事業者の取組を促進する。	多量排出事業者に産業廃棄物処理計画書及び同計画書実施状況報告書を提出させることで減量化の取組を促進した。また、計画書等提出時に減量等について指導した。 多量排出事業者の廃棄物処理の減量化・資源化に関する自主的な取組を促進するため、県に提出された処理計画及び処理計画実施状況報告書をインターネットで公表した。
	⑦ 「愛知県家畜排せつ物利用促進計画」（平成28年3月）に基づき、資源循環型畜産を推進し、平成28年度から平成37年度にかけて家畜排せつ物を処理・利用促進するための施設・機械等155箇所の整備を進める。	「家畜排せつ物利用促進計画」に基づき、平成29年度までに家畜排せつ物の処理・利用促進に必要な施設の整備を55か所整備した。
	⑧ 建設リサイクル法及び「建設リサイクル推進計画2015（中部地方版）」に基づく分別解体、再資源化の普及啓発を行うとともに、関係機関との連携による建設工事現場でのパトロールの実施などによりその促進に努める。また、中部地方建設副産物対策連絡協議会を通じて、関係事業者等と再生クラッシュランを始めとした建設副産物に関する情報交換・共有を行う。	環境部、建設部及び関係機関が連携し、合同で建設工事現場のパトロールを実施した（平成30年5月21日～25日、10月22日～26日） 建設部建設副産物対策連絡会において、建設リサイクル推進計画2015（中部地方版）に基づく前年度工事の再資源化状況を確認した。 また、特に再資源化・縮減率が平成30年度目標値に達していない建設混合廃棄物について現場分別マニュアルの活用など再資源化への普及啓発および建設発生土の適正な利用について協議した。

愛知県廃棄物処理計画の施策の平成30年度実施状況（詳細版）

処理計画本文		実施状況（平成30年度）
(2)	⑨ 自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の適正な処理及び資源の有効な利用を促進する。	インターネット等により、自動車リサイクル法に係る情報提供を実施している。
	⑩ 排出事業者、処理業者及び市町村に対して、本計画の周知を図るとともに、廃棄物の適正処理や減量化・資源化に関するパンフレットの配布などにより廃棄物処理に対する意識の高揚を図る。	産業廃棄物の適正処理に係るパンフレットを作成し、事業者等へ配布している（約7,000部）。 愛知県廃棄物処理計画（平成29年度～33年度）の本冊と概要版を用いて、研修会やセミナー等において県内市町村及び関係団体等に廃棄物処理計画を周知している。 3Rに関するリーフレットに、使用済家電製品の適正処理や個人で行えるごみを減量するための取組など、一般廃棄物の適正処理や減量化・資源化に関する呼びかけを掲載し、イベント、コンビニエンスストア、県及び市町村窓口で、県民、事業者等に配布することにより、啓発する。
<b>(3) 市町村の3Rの促進</b>		
(3)	① 「一般廃棄物処理計画」に基づく一般廃棄物の分別収集や計画的な収集、処分を促進して、資源回収などによるごみ排出量の削減、再生利用等による資源循環の推進を支援する。	「ごみゼロ社会推進あいち県民大会」や研修会を行い、市町村職員の知識の向上を図る取組や情報提供を行うことにより、資源循環の推進を支援した。 一般廃棄物処理事業実態調査において、各市町村の廃棄物処理状況を確認することにより、市町村の実態に即した支援を図っている。
	② 市町村の次の取組を促進するため、啓発、情報提供、技術的支援等を行う。 ・ごみ排出量の削減及び資源化の推進 ・食品の食べ切りや使い切り、生ごみの水切りの徹底の促進 ・不用品の再使用、再生利用の推進 ・紙類の分別、細分化の徹底の促進 ・公共工事に伴い発生する建設系廃棄物などのリサイクルや環境物品等の率先的な調達	「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」で毎年度、市町村や事業者団体を対象に実施している外部講師による研修会について、「家電のリサイクル推進について」をテーマに開催し、知識の向上を図った。 宴会時の食品ロス削減のため、「3010運動」の啓発資材（ポスター・チラシ）を作成するとともに、忘年会・新年会シーズンである12月、1月に「3010運動」を推進する。 3Rに関するリーフレットにリサイクルショップやフリーマーケットの活用等、再使用、再生利用の呼びかけを掲載し、県民への啓発、情報提供を図った。 家庭でできる食品ロス削減の取組を紹介したリーフレットを食育イベント等で配布し、情報提供を行う。 市町村における環境物品等調達方針の作成状況等について調査を行うとともに、当該方針を作成していない市町村に対し、方針の作成及び環境物品の率先的な調達を促した。 [作成市町村数] 40市町村（平成29年4月1日現在） 41市町村（平成30年5月1日現在）
	③ ごみの排出抑制のため、ごみ処理の有料化の検討を促進する。	一般廃棄物処理事業実態調査において、ごみ有料化の手法や料金設定などの調査を行っており、その情報を市町村に提供している。 [生活系収集ごみの有料化実施市町村数] 19市町村（施設へ直接搬入するごみ及び粗大ごみ除く）（平成28年度）



愛知県廃棄物処理計画の施策の平成30年度実施状況（詳細版）

処理計画本文		実施状況（平成30年度）
(3)	④ 国の地域環境保全対策費補助金を活用して、市町村が実施する海岸漂着物の回収・処理事業を促進する。	15市町村が実施する海岸漂着物の回収・処理事業等に対し、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を交付する。
	⑤ 小型家電リサイクル法に基づき、パソコン等小型家電のリサイクルについて、県民及び事業者へ周知を図るとともに、市町村が実施する小型家電リサイクルに関する取組を促進する。	3Rに関するリーフレットに小型家電の回収について掲載し、当該リーフレットをイベント、コンビニエンスストア、県及び市町村窓口で、県民、事業者等に配布することにより、県民に啓発する。 また、平成29年4月から（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が環境省と協力して実施している「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に本県及び県内の全54市町村が協力し、小型家電の回収率の向上を図る。
	⑥ 家庭から排出されたスプレー缶や水銀使用廃製品等の適正処理が困難な廃棄物の適正処理について、積極的に情報提供等を行い、市町村の取組を促進する。	市町村等の一般廃棄物関係担当課長を対象とした会議等において、処理が困難な廃棄物の適正処理について情報提供を実施した。
	⑦ 家庭から排出される資源ごみの民間事業者等によるリサイクル状況の把握を促進する。	民間事業者による資源回収について、民間事業者及び市町村に対するアンケートを実施する。
	⑧ 「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の専門部会等を通じ、市町村等の食品ロス削減に関する取組を促進する。	ごみゼロ社会推進あいち県民会議の専門部会で、研修等を実施し、食品ロス削減に向けた取組の促進を図る予定。
<b>(4) 県の3Rの推進</b>		
(4)	① 産業廃棄物税を課すことにより、廃棄物の発生抑制、減量化・資源化の促進、埋立処分量の削減を促すと同時に、得られた税収により、廃棄物の減量化・資源化等の3Rの促進や適正処理に関する施策等の推進を図る。 また、税制度の目的や効果等について県民や事業者へ広く周知するため、啓発活動を強化する。 ＜主な税充当事業＞ ・循環型社会形成推進事業 ・家畜ふん尿資源化利用推進事業 ・動植物性残さ飼料化促進事業 ・リサイクル資材管理システム構築業務 ・広域最終処分場整備運営推進 ・産業廃棄物適正処理対策事業 ・産業廃棄物処理業者優良化推進事業 ・再生資源活用審査事業 ・市町村産業廃棄物適正処理推進事業費補助 など	産業廃棄物税を財源として、産業廃棄物の3Rの促進や、適正処理に関する施策等を充実・促進させた。 また、県が開催する講習会等において税制度の目的や効果等について説明するパンフレットを配布し、周知・啓発を行った。

愛知県廃棄物処理計画の施策の平成30年度実施状況（詳細版）

処理計画本文		実施状況（平成30年度）
(4)	② 「愛知県環境物品等の調達を円滑にするための基本方針」に基づき、環境物品等の率直的な調達に取り組む。また、愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちエコスタンダード）により、廃棄物の分別、再利用の徹底を推進する。	平成30年度愛知県環境物品等調達方針を策定し、環境物品等の調達の推進に努めている。 また、あいちエコスタンダードに基づき可燃ごみ排出量等の削減の取組を実施し、再使用や分別の徹底を推進している。
	③ 県の事業においては、「愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる）」の運用により、リサイクル資材の率先利用を推進するとともに、建築物の解体等の工事に伴い生じたアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材等については「建設リサイクル推進計画2015（中部地方版）」に基づき、建設副産物のリサイクルや適正処理を推進する。また、上下水汚泥について有効利用を図る。	「愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる）」に基づき、「あいくる材」を認定し、県発注工事で自ら率直的に使用している。 [あいくる材認定件数] 23品目、452件、1,555資材（平成29年3月末） 21品目、434件、1,470資材（平成30年3月末） [県発注工事におけるあいくる材の再生資源使用量] 28年度：約24万6千トン、29年度：約41万7千トン  [指針に基づく特定建設資材廃棄物の再資源化等率] 28年度：アスファルト・コンクリート塊：99.9% コンクリート塊：99.8% 建設発生木材：98.3%  供用済みの11処理場から発生する下水汚泥について、14社（16事業場）において、セメント原料や肥料原料等として有効利用を図っている。 浄水処理の際に発生する汚泥については、PFI事業としてPFI事業者が脱水機を用いて脱水処理した後、園芸用土などに有効利用している。
	④ 「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」を平成27年12月に改定し、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域を新たに9海岸追加し、計19海岸とした。民間団体等との連携体制を強化しながら、海岸漂着物等の回収・処理など海岸等の環境保全のために必要な措置を行う。	愛知県海岸漂着物対策推進協議会を2月ごろに開催し、今年度の海岸漂着物地域対策推進事業の実施状況等について報告する予定。
	⑤ 資源循環情報システムにより、産業廃棄物処理業者に関する許可（施設）情報や、主に小学生向けの環境学習等について、掲載情報やコンテンツを適宜最新の情報に更新し、インターネット等を利用して広く県民や排出事業者へ情報提供を行う。	資源循環情報システムにより、物質フローや廃棄物の排出状況等について、情報発信を行っているほか、資源循環学習ゲーム（ゴミキチ・パコロ劇場）を通じて小学生向け環境学習を実施している。



愛知県廃棄物処理計画の施策の平成30年度実施状況（詳細版）

処理計画本文		実施状況（平成30年度）
(4)	⑥ 最終処分場を設置している事業者、県外へ運搬する収集運搬業者、産業廃棄物処理業者、多量排出事業者等に対し、産業廃棄物処理の実績報告を求め、処理状況の把握を行い集計し、インターネット等を利用して広く県民に情報提供を行う。	産業廃棄物処理業者、産業廃棄物多量排出事業者及び特別管理産業廃棄物排出事業所設置者から前年度における処理実績に係る報告を求め、処理状況を環境白書やインターネットにより公開している。
	⑦ 市町村及び一部事務組合に対し、一般廃棄物処理の実績報告を求め処理実態の把握を行い集計し、インターネット等を利用して広く県民に情報提供を行う。	一般廃棄物処理事業実態調査の結果をインターネット等により公表する。
	⑧ PCB廃棄物については、PCB廃棄物特別措置法に基づく毎年度の届出により保管・処理状況の把握を行い集計し、インターネット等を利用して広く県民に情報提供を行う。	「PCB廃棄物特別措置法」に基づく毎年度の届出により保管・処理状況を把握し、環境白書やインターネットにより県民に情報提供している。 [保管事業所数（全県分）] 平成28年3月現在：2,591事業所 平成29年3月現在：3,383事業所
	⑨ 家庭から排出される資源ごみの民間事業者等によるリサイクル状況の実態把握について検討を進めるよう国に働きかける。	本県からの要望を踏まえ、全国環境衛生・廃棄物関係課長会廃棄物部会として、民間事業者等によるリサイクル状況の実態把握について検討を進めるように国に要望した。
<b>施策2 適正処理と監視指導の徹底</b>		
<b>(1) 廃棄物の適正処理の指導</b>		
(1)	① 排出事業者及び処理業者に対して、法令の遵守はもとより、地域環境に配慮した廃棄物の処理と減量化の指導を徹底する。	立入検査時や各種報告書の提出時に地域環境に配慮した廃棄物の処理と減量化について指導した。
	② 「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に定める「産業廃棄物の保管に関する基準」に基づく指導を徹底し、過剰保管等の防止を図る。	立入検査等で産業廃棄物の適正保管の指導を行った。 特に6月、11月を立入強化月間として、適正処理の指導を行った。  [強化月間の立入件数] 28年度：1,200件（596件） 29年度：1,028件（501件） 30年度：460件 ※30年度分は実施済みである6月分のみの実績 括弧内の数字は6月の強化月間における実績

愛知県廃棄物処理計画の施策の平成30年度実施状況（詳細版）

処理計画本文		実施状況（平成30年度）
(1)	③ 悪質な法令違反者に対しては、改善命令や措置命令を行うなど厳正に対処し、早期是正と不適正処理の再発防止に努める。	法令に定める基準に違反をした者に対し改善命令等を発出した。 [改善命令] 28年度：1件、29年度：0件、30年度：1件 [事業の停止命令] 28年度：0件、29年度：1件、30年度：0件 ※30年度分は30年9月末時点の実績
	④ 産業廃棄物処理の透明性を図り、不適正処理の防止、廃棄物の的確な管理を図るため電子マニフェストの普及拡大を促進する。 ・電子マニフェスト普及率： 22.1%（H21）⇒ 39.2%（H26）	立入検査時、各種報告書の提出時及び講演会等の場で電子マニフェストの普及促進について啓発を行った。 [電子マニフェスト普及率] 平成29年3月末現在：43.4%（全国47%） 平成30年3月末現在：46.6%（全国53%）
	⑤ 「優良産業廃棄物処理業者認定制度」の活用により優良業者の育成を図るとともに、優良業者情報をインターネットで公表し、排出事業者が優良な処理業者を選択しやすい環境を整備することにより、業界全体の優良化を図り、廃棄物の適正処理を推進する。 処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。以下同じ。）の許可において、平成27年度末までに53件認定しており、平成33年度末までに、約3割増の70件の優良認定を目指す。	優良事業者の育成を図るため、平成30年10月に「産業廃棄物処理業優良化セミナー」を開催した。また、優良事業者のリストをインターネットで公開するとともに、平成25年2月に「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」を改正し、平成25年4月から施設等に優良事業者であることをステッカーで表示することができることとした。 [処分業者に係る優良認定事業者数] 平成29年10月末現在：53業者 平成30年10月末現在：57業者 [収集運搬業者に係る優良認定事業者数] 平成29年10月末現在：293業者 平成30年10月末現在：335業者
<b>(2) 特別管理産業廃棄物の適正処理</b>		
(2)	① 感染性廃棄物については、その排出事業者に対して「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成24年5月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）の周知徹底を図るとともに、処理状況の確認及び適正処理を指導する。	立入検査時や各種報告書の提出時に感染性廃棄物処理マニュアルの周知徹底を行うとともに、処理状況等の確認や適正処理について指導している。また、毎年、関係団体と情報交換を行うとともに、適正処理の指導を行っている。

愛知県廃棄物処理計画の施策の平成30年度実施状況（詳細版）

処理計画本文		実施状況（平成30年度）
(2)	② PCB廃棄物の保管事業者に対して、PCB廃棄物特別措置法に基づく保管状況の届出等により適正な保管管理の徹底を指導するとともに、未届けのPCB廃棄物の掘り起こしを行う。 また、「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（平成27年6月）に基づき、県内で保管されているPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進する。 さらに、平成28年7月に見直された、国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を踏まえ、「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の改訂を行う。	平成30年3月に改訂した「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、PCB廃棄物等の確実かつ適正な処理を計画的に推進している。 PCB廃棄物の保管及びPCB使用製品の所有の有無が不明の事業者に対して、立入検査等を行い、保管及び所有の有無の調査(掘り起こし調査)を進めるとともに、適正保管及び早期処理を指導した。 [PCB処理状況] ・処理台数（累計） 平成30年3月末時点：29,147台（処理進捗率94%） 平成30年9月末時点：29,667台（処理進捗率92%）
	③ アスベスト廃棄物（廃石綿）については、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」（平成23年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき、適正に処理されるよう産業廃棄物処理業者に対する指導を確実に実施するとともに、特別管理産業廃棄物に該当しない石綿含有廃棄物についても、廃棄物処理法に基づき排出事業者や処理業者の指導を徹底する。	立入検査時や各種報告書の提出時に石綿含有廃棄物等処理マニュアルの周知徹底を行うとともに、処理状況等の確認や適正処理について指導している。また、県内の全破砕施設に対し、石綿含有廃棄物の処理状況について立入検査を行って把握するとともに、適正処理を指導した。
<b>(3) 排出事業者処理責任の徹底</b>		
(3)	① 多量排出事業者に対して、適正な処理を行うための管理体制の整備を含めた産業廃棄物処理計画の策定及び毎年度の報告の遵守を指導する。	インターネットにより多量排出事業者の産業廃棄物処理計画策定や報告について周知を行うとともに、前年度に計画書を提出した事業者に対して計画の策定と提出を指導した。
	② 廃棄物の排出事業者は、自らの責任においてその廃棄物を適正に処理する責務があり、産業廃棄物の処理を委託により行う場合は、発生から最終処分までの一連の処理が適正に行われるよう処理状況を確認する必要がある。 このため、排出事業者に対して、マニフェストの使用の徹底や適正な処理コストの負担などを指導するとともに、各業界団体を通じて適正な委託契約の徹底を要請する。	立入検査や、排出事業者が出席する各種講習会等の場で排出事業者責任について周知・指導するとともに、必要に応じて業界に通知した。

愛知県廃棄物処理計画の施策の平成30年度実施状況（詳細版）

処理計画本文		実施状況（平成30年度）
(3)	③ 廃棄物の排出事業者に対し、「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」に基づき当該処理業者の能力の確認や実地調査による処理状況の確認を徹底するよう指導する。	立入検査や、排出事業者が出席する各種講習会等の場で排出事業者責任について周知・指導するとともに、必要に応じて業界に通知した。 処理を委託する際の留意事項や処理状況の実地確認の方法等について、排出事業者向けの現地研修会を11月に開催した。（参加者延べ135名） また、産業廃棄物を適正に処理するために、排出事業者が果たすべき役割を解説、周知するための「産業廃棄物排出事業者セミナー」を12月に開催する。
	④ 排出事業者が処理を委託した産業廃棄物が不適正に処理された場合は、その排出事業者に対して、速やかな適正処理について必要な措置を講ずるとともに、不適正処理の状況及び講じた措置を届け出るよう指導する。	立入検査や、排出事業者が出席する各種講習会等の場で周知・指導するとともに、必要に応じて業界に通知した。
	⑤ 県外で発生する産業廃棄物を県内に搬入しようとする者に対しては、条例に基づき事前届出の徹底を指導するとともに、環境保全上の支障のおそれがある場合には搬入中止勧告等の措置を講じる。	パンフレットやインターネットにより県外廃棄物搬入の事前届出制度の周知を図るとともに、事前届出の徹底について指導を行った。
	⑥ 食品廃棄物の不正転売事案を受け、再発防止のために食品廃棄物の排出事業者に対し、食品廃棄物の排出における留意事項を解説したリーフレットを活用して、排出事業者責任の周知徹底を図る。	食品廃棄物の排出事業者向けに作成したパンフレットを、機会を捉えて配布し、指導した。 また、食品廃棄物の排出事業者が出席する各種講習会等の場で排出事業者責任について周知・指導した。
	⑦ 水銀血圧計等を退蔵している医療機関に対して「医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル」（平成28年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）の周知徹底を図るとともに、処理状況の確認及び適正処理を指導する。	立入検査や、排出事業者が出席する各種講習会等の場で排出事業者責任について周知・指導した。
<b>(4) 廃棄物処理施設の信頼性と安全性の確保</b>		
(4)	① 廃棄物処理法に基づき焼却施設や最終処分場等の設置又は変更の許可を受けようとする者に対しては、条例等に基づき、施設の設置等に係る計画の内容を十分周知するための地域住民に対する説明会の開催や生活環境の保全に関する協定の締結を指導する。	廃棄物処理施設を設置をしようとする者に対して、地域住民に対する説明会の開催や生活環境の保全に関する協定の締結を指導した。 [説明会開催実績] 30年度（平成30年10月末現在）：1件

愛知県廃棄物処理計画の施策の平成30年度実施状況（詳細版）

処理計画本文		実施状況（平成30年度）	
(4)	②	<p>廃棄物処理施設の設置及び処理業の許可に当たっては、廃棄物の処理や維持管理が的確かつ継続的に行われるよう、県の審査基準に基づき、事業者の能力等の厳正な審査を行う。</p> <p>また、施設の稼働前に、許可どおりの施設であるかを確認するための使用前検査等を実施する。なお、焼却施設や最終処分場等の設置に当たっては、生活環境の保全に適切な配慮がなされているかについて、「愛知県廃棄物処理施設審査会議」に諮り、専門家の意見を聴く。</p>	<p>廃棄物処理施設及び処理業の許可に当たっては、県の審査基準に基づき事業者の能力や資力を審査している。また、施設の稼働前には使用前検査により、設置された施設を確認している。さらに、焼却施設、最終処分場等の設置許可申請については、「愛知県廃棄物処理施設審査会議」の意見を聴いている。</p> <p>[審査会議開催実績] 30年度(平成30年10月末現在)：焼却施設1件に対し3回開催</p>
	③	<p>廃棄物処理施設の信頼性等を確保するため、焼却施設や最終処分場等について、法に基づく定期検査を確実に実施する。</p> <p>また、設置者自らによる定期的な検査の実施と維持管理に関する情報の公表や閲覧用の記録の備え付けの遵守を指導するとともに、行政による立入検査を行う。</p>	<p>定期検査を確実に受検するよう事業者には指導を行った。立入検査等で廃棄物処理施設の維持管理に関する情報公開の指導を行った。立入検査については、特に6月、11月に廃棄物の適正処理に係る立入検査を強化する月間を設け、適正処理の指導を行った（施策2(5)①に記載）。</p> <p>[定期検査件数] 28年度：30件、29年度：40件、30年度：4件 ※30年度分は30年9月末時点の実績</p> <p>また、立入検査時等に、本庁及び各県民事務所に整備された立入検査用タブレットを活用した。</p>
	④	<p>民間最終処分場の埋立終了後の浸出液の処理等の維持管理については、設置者に対し、維持管理積立金制度の活用による適正な管理を指導する。</p>	<p>立入検査時に維持管理状況を確認し、適正な管理を指導している。なお、平成29年度埋立中の処分場については、全ての対象者（28事業者（34施設））に対して維持管理積立金の積立額を通知し、積み立てを指導する。</p>
	⑤	<p>埋立終了後の民間最終処分場跡地の利用者に対する情報提供のため、構造や埋立廃棄物の種類等を明確にした台帳の整備を行う。</p>	<p>平成30年9月末までに県内で325ヶ所（県143、政令市である名古屋市47、豊橋市73、岡崎市17、豊田市45）について指定区域台帳を整備し、東三河総局及び県民事務所（以下「県民事務所等」）で閲覧に供している。また、インターネットにより位置情報の提供を行っている。</p>
	⑥	<p>産業廃棄物処理施設の操業状況や自主検査の結果等の自主的な情報公開を促進し、処理施設の信頼性の向上を図る。</p>	<p>情報公開は産業廃棄物処理業者の優良認定の必須項目であることから、立入検査、各種報告書の提出時に指導している。</p>



愛知県廃棄物処理計画の施策の平成30年度実施状況（詳細版）

処理計画本文		実施状況（平成30年度）	
(5) 不適正処理の未然防止			
(5)	①	<p>不法投棄、過剰保管等の不適正処理の未然防止及び迅速適正な対応に向け、県庁、東三河総局、各県民事務所等（以下、「各県民事務所等」という。）に設置した「不法投棄等監視特別機動班」により、定期的、計画的な監視パトロールを実施する。また、廃棄物処理に関わる部局間の連携を密にし、それぞれの権限に基づく監視・指導を徹底する。</p>	<p>定期的、計画的な監視パトロールを実施するとともに、毎年6月、11月には廃棄物の適正処理に係る立入検査を強化する月間を設け、監視・指導を行っている。また、建設系の廃棄物等については、建設部局始め関係部局との連携による監視・指導を行った。</p> <p>[強化月間の立入件数]                  28年度：1,200件（596件）                  29年度：1,028件（501件）                  30年度：460件</p> <p>※30年度分は実施済みである6月分のみの実績                  括弧内の数字は6月の強化月間における実績</p>
	②	<p>各県民事務所等に警察官経験者を配備して監視指導の強化を図るとともに、職員による監視だけでなく、監視が手薄になりがちな平日夜間及び休日における監視業務を民間の警備会社に委託し監視の強化を図る。</p>	<p>各県民事務所等へ警察官経験者を配備した。</p> <p>[配備人数]                  6名</p> <p>民間委託により平日夜間・休日昼夜における監視を行い、不適正処理を未然防止するとともに、不適正処理発見の際は管轄する県民事務所等において、現地確認を行い、適正処理の指導を行った。</p> <p>[民間委託による監視回数]                  28年度：630回                  29年度：630回                  30年度：630回（実施予定回数）</p>
	③	<p>「地域環境保全委員」の協力や不法投棄情報の通報体制の周知により、不適正処理事案の情報収集や早期発見に努めるとともに、野焼きや過剰保管に対する一斉立入指導や市町村と連携したパトロールを定期的に行うなど監視・指導を強化する。</p>	<p>インターネットにより不法投棄情報の通報体制を周知した。                  電話、FAX、メール等により通報を受けた場合は、市町村等関係機関と連携するなどして現地確認等を行い、行為者や関係者に対して指導した。                  また、一斉立入指導や市町村と連携した監視・指導を実施した。</p> <p>[不法投棄情報の苦情件数（前年度からの継続件数を含む）]                  28年度：15件、29年度：21件、30年度：14件</p> <p>※30年度分は30年9月末時点の実績</p>
	④	<p>県警察本部と協力連携して不適正な処理に対する監視・指導に努め、監視等を通じ得られた状況に応じて、監視体制の見直しを図る。</p>	<p>県警察本部と協力連携し、不適正処理に対する監視・指導を行った。</p>
	⑤	<p>不適正処理の広域化に対処するため、地方機関との情報連絡、隣接県等との情報交換や協議・協力体制の充実に努める。</p>	<p>平成30年7月の東海・北陸ブロックの県及び政令市との連絡会議や平成30年10月の隣接県及び政令市との連絡会議において、廃棄物の不適正処理事案における対応策等について情報交換を行った。</p>



愛知県廃棄物処理計画の施策の平成30年度実施状況（詳細版）

処理計画本文		実施状況（平成30年度）	
(5)	⑥	<p>土地の所有者等に対しては、条例等に基づき、産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう当該土地の適正な管理に努めるとともに、生活環境の保全上の支障の除去に協力するよう指導する。</p>	<p>立入検査等で、土地の適正な管理に努めるとともに、生活環境の保全上の支障の除去のための措置に協力するよう指導した。</p>
	⑦	<p>県の事業主体である部局、事業の発注部局、事業に対する指導・監督部局、廃棄物処理の指導・監督部局等、関係部局間の連携を図り、それぞれの立場から対策を講じ、不法投棄、野焼き、過剰保管等の不適正処理の未然防止と早期是正を図る。</p>	<p>産業廃棄物処理業者の許可取消しや改善命令等の事案に応じて県の事業部局等へ通知を行った。 また、平成29年度から継続して、健康福祉部局の一部職員に対しても、廃棄物処理法に基づく立入検査権限を付与し、他部局との連携を図った。</p>
	⑧	<p>市町村等関係機関と連携して廃棄物の不適正処理への対応を強化するとともに、不法投棄については、原因者のみならず関係者の責任ある対応を指導する。 特に産業廃棄物処理業・施設に係る許可権限を持つ県内4政令市については、「産業廃棄物適正処理推進事業費補助金」により、市によるパトロール等の不適正処理の未然防止のための事業を支援する。</p>	<p>廃棄物の不適正処理に対しては、市町村等関係機関と連携して現地確認等を行い、行為者や関係者に対して指導した。 特に県内4政令市に対しては、産業廃棄物税を活用し、「産業廃棄物適正処理推進事業費補助金」による支援を行っており、これまで、ヘリコプターや夜間パトロールによる不適正処理の監視、不法投棄監視システムの構築・運用、ダイオキシン類の検査などに活用されている。</p>
	⑨	<p>県、国、政令市、名古屋海上保安本部、一般社団法人愛知県産業廃棄物協会、一般社団法人愛知県建設業協会等により構成する「愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」及び、地方機関、市町村等により構成する「地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」の活用により、関係機関が連携し一体となって不適正処理の未然防止及び不適正処理事案に対する迅速かつ的確な対応に努める。</p>	<p>各県民事務所等で「地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を開催し、不適正処理の未然防止等に関する情報共有を行った。</p>
	⑩	<p>自動車リサイクル法に基づく関連事業者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破砕業者等）への監視・指導を行うとともに、法の枠組みから外れた自動車の不正解体・不正輸出に対して、国、県警察本部など関係機関と連携し、未然防止及び迅速かつ的確な対応に努める。</p>	<p>自動車リサイクル法に基づく自動車解体業者、破砕業者等の立入検査、指導を実施している。 [立入件数] 29年度：310件、30年度(9月末まで)：111件 [指導件数] 29年度：28件、30年度(9月末まで)：22件  また、事業者に対し、関係機関と合同で立入検査を行い、不正解体や不正輸出の未然防止について啓発及び指導を行った。 [合同立入件数] 28年度：2件、29年度：2件、30年度(9月末まで)：6件</p>

愛知県廃棄物処理計画の施策の平成30年度実施状況（詳細版）

処理計画本文		実施状況（平成30年度）
(5)	⑪ 事業者が産業廃棄物等を再生し、得られた製品を販売しようとする場合に県が事前の届出により製品の環境安全性等を審査する再生資源活用審査制度により、再生資源の適正な活用を促進する。	インターネット等により制度の普及啓発に努めるとともに、立入検査や有害物質の検体分析を通じ製品の環境安全性を確認し、事業者に対し必要な指導を行った。 [再生品等検体分析件数] 29年度：82件、30年度：82件（見込み）
	⑫ 産業廃棄物処理業者に関する許可情報等を地図上に掲載して、県民・排出事業者への「見える化」を図ることによって、不適正処理に関する通報を容易にすることや、廃棄物処理業者・事業者登録管理システムの再構築を検討し、処理業者の選択を容易にする環境を整える。	産廃処理業者情報の「見える化」の整備を行い、平成30年1月から、産業廃棄物処理業者や産業廃棄物処理施設の情報を公開している。
	⑬ 地上からの立入検査及び監視パトロールでは監視活動に限界があるため、ドローン等を用いた上空からの確認を行うことにより、実態を正確に把握し、改善指導に努める。	ヘリコプターを用いたスカイパトロール及びドローンを用いた産業廃棄物の不適正保管等の確認を実施し、監視の強化を図った。 [監視件数] 平成28年度 3件 平成29年度 3件 平成30年度 3件（実施予定回数）
	⑭ 食品廃棄物の不正転売事案を受け、食品廃棄物はもとより、廃棄物全体に対する監視の精度を向上させるため、立入検査マニュアルの作成を行い、立入検査体制の強化を図る。	平成29年7月に策定したマニュアルについて、安全対策に関する記載内容を充実させるため、4月に改訂を行った。 また、県の監視指導職員の資質向上のため、先述のマニュアルの解説や、実地研修も含む研修会を実施し職員の資質向上も図った。 これらに加え、保健所や国の機関と合同で立入検査を実施するなど、他機関と連携した立入検査体制の強化を図った。
	⑮ また、同事案を踏まえ、マニフェスト制度の見直しなど、再発防止に向けた制度改正等について、中部圏知事会議等を通じて国に働きかける。	国に対する要望内容のうち、排出事業者による委託先の処理状況の確認の義務化については、平成29年6月の廃棄物処理法改正で反映されなかった。 しかし、県としては産業廃棄物の処理状況の確認の実効性を高める必要があることから、平成30年3月に県の廃棄物条例を改正し、同条例で定める確認規定を強化（確認を怠った排出事業者に対する勧告・公表規定の創設）を行った。

愛知県廃棄物処理計画の施策の平成30年度実施状況（詳細版）

処理計画本文		実施状況（平成30年度）		
<b>施策3 廃棄物処理施設の整備の促進</b>				
<b>(1) 地域環境に配慮した廃棄物処理施設の整備の促進</b>				
(1)	①	<p>一般廃棄物の処理については、市町村が定めた「一般廃棄物処理計画」に従って単独又は広域的に中間処理施設及び最終処分場を確保するものであり、その確保にあたり地域の社会的、地理的条件を踏まえた適正な施設の整備を促進する。</p>	<p>県のごみ焼却処理広域化計画に基づき、県内を13ブロックに分け、効率的なごみ処理施設の設置を促進するとともに、施設整備について助言を行った。 また、交付金事務及び地域計画の作成について、指導・監督を行った。</p> <p>[交付金事業] 30年度：13市等（16事業） 交付金13,240百万円（予定）（平成29年度から30年度への地方繰越分含む） [平成30年度事業] 名古屋市、豊橋市を始めとした13市等において、焼却施設やマテリアルリサイクル推進施設等の施設整備を行っている。</p> <p>更に、市町村が整備する一般廃棄物処理施設への財政支援について、平成30年7月と11月に、環境省へ要望した。</p>	
	②	<p>一般廃棄物の焼却処理については、ダイオキシン類の発生抑制、処理施設の建設費・維持管理費等のコスト削減等の観点から、「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（平成21年3月、平成29年度第3次計画に改定予定）に基づき、焼却処理の広域化を推進する。</p>		
	③	<p>一般廃棄物の処理施設については、循環型社会形成推進交付金等の活用などにより、計画的な整備を促進するとともに、厳しい財政状況の中、施設の長寿命化の検討を含め計画的かつ効率的な更新が図られるよう、施設の設置者である市町村等を支援する。</p>		
	④	<p>産業廃棄物については、排出事業者処理責任の原則の下、廃棄物処理施設の信頼性と安全性を確保するため、「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、排出事業者又は処理業者による地域環境に配慮した施設整備を促進する。</p>		<p>積替保管施設、中間処理施設及び最終処分場の立地に当たっては、「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、地域環境への配慮等を指導している。</p>
	⑤	<p>公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が行う「産業廃棄物処理事業に必要な資金の借入に係る債務保証制度」や日本政策投資銀行、愛知県等が行う融資制度の周知に努める。</p>		<p>事業者からの相談において県融資制度等について紹介するとともに、インターネットで県の制度を紹介している。</p>

愛知県廃棄物処理計画の施策の平成30年度実施状況（詳細版）

処理計画本文		実施状況（平成30年度）
<b>（2）広域的な最終処分場の整備</b>		
(2)	<p>① 産業廃棄物の最終処分場については、愛知県が持続的に発展していくため、安定的に確保する必要があるものの、民間事業者のみによる施設の確保が極めて困難な状況にあることなどを踏まえ、排出事業者処理責任の原則の下、必要に応じて第三セクター方式により、信頼性の高い広域的な最終処分場の整備に公共関与を行う。</p> <p>① 一般廃棄物の最終処分場については、市町村間の連携による効率化が必要であること等の観点から、市町村が目指す広域的な最終処分場整備に支援・協力する。</p> <p>深刻な適地の減少を踏まえ、産業廃棄物及び一般廃棄物を併せた広域的な最終処分場の確保に努める。</p>	<p>碧南市を始めとする地元市町・商工会議所等で構成する衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場確保促進協議会の総会及び幹事会に出席した。</p>
	<p>② 今後の広域的な最終処分場（衣浦港3号地廃棄物最終処分場の次期処分場）に関しては、廃棄物の最終処分量が減少傾向にあること、また、広域的な市町村圏での取組や民間事業者による施設整備状況等を見極めつつ、その在り方について検討する。</p> <p>② 市町村が広域的な市町村圏において、一般廃棄物の最終処分場を整備する場合、また、市町村がその地域の産業界と第三セクターを組織し、一般廃棄物等の最終処分場を整備する場合には、自区域内での処理を推進する観点から、市町村の意向、地理的条件等を踏まえ、その整備に対して支援・協力する。</p>	<p>[衣浦港3号地廃棄物最終処分場の埋立状況]</p> <p>平成22年7月 安定型区画供用開始</p> <p>平成23年3月 管理型区画を含めて全面供用開始</p> <p>廃棄物埋立容量：4,960,000m<sup>3</sup></p> <p>平成29年度末現在埋立量：1,906,567m<sup>3</sup>（進捗率38.4%）</p> <p>平成29年度搬入実績：403,821ト</p> <p>一般廃棄物：79,114ト</p> <p>産業廃棄物：137,895ト</p> <p>建設発生土：186,812ト</p>
<b>（3）し尿の適正処理の推進</b>		
(3)	<p>① 下水道、集落排水処理施設、浄化槽などの汚水処理施設については、「全県域汚水適正処理構想」（平成8年6月策定、平成28年7月見直し）に基づき、計画的、効率的に整備を行う。</p>	<p>全県域汚水適正処理構想に基づき、汚水処理施設の早期概成に向けた施設整備を実施した。</p> <p>[汚水処理人口普及率]</p> <p>平成28年度：89.8%、平成29年度：90.4%</p>

愛知県廃棄物処理計画の施策の平成30年度実施状況（詳細版）

処理計画本文		実施状況（平成30年度）
(3)	② 下水道の処理計画区域外あるいは供用開始までに相当の年数を要する地域にあつては、浄化槽の普及または浄化槽（単独処理）の合併処理化を促進するとともに、汚泥再生処理施設整備による尿・生ごみ等の有機性廃棄物の資源化を促進する。	合併処理浄化槽の設置整備事業を実施する市町村に対し補助を行うことで、合併処理化を促進している。 （平成29年度：1,543基）
<b>施策4 非常災害時における処理体制の構築</b>		
<b>(1) 愛知県災害廃棄物処理計画の推進</b>		
(1)	「愛知県災害廃棄物処理計画」（平成28年10月策定）に基づき、あらかじめ災害が発生した際の廃棄物の迅速かつ適正な処理及び災害発生後の早期復旧・復興に資する体制を構築する。	災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理及び災害発生後の早期復旧・復興に資する体制を構築するため、市町村・一部事務組合等を対象とした研修会や図上演習等を実施する。

愛知県廃棄物処理計画の施策の平成30年度実施状況（詳細版）

処理計画本文	実施状況（平成30年度）
(2) 災害廃棄物対策の推進	
<p>(2) ① 災害廃棄物対策に係る体制整備                      (ア) 市町村                      災害廃棄物は、原則として一般廃棄物であり、市町村がその処理の責任を担う                      市町村は、災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、愛知県災害廃棄物処理計画と整合を図りつつ、市町村災害廃棄物処理計画を作成する。                      ※市町村災害廃棄物処理計画 3市策定済（平成28年10月）                      災害時に生活圏から速やかに災害廃棄物を撤去し、処理することができるよう、関係部局と連携し、事前に仮置場の候補地を確保する。                      また、災害廃棄物に係る協力支援体制について、発災時に支援側となる周辺市町村や友好提携都市、廃棄物処理業者等との連携を深めるとともに、建設業者やプラント関係業者等の連携体制の構築も進める。                      (イ) 県                      県は、市町村に対して、廃棄物処理に対する技術的援助に努めるとともに広域的な観点から、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。                      災害廃棄物の処理主体となる市町村において、「愛知県災害廃棄物処理計画」と整合性が図られた市町村災害廃棄物処理計画が県内全市町村で策定されるよう、研修の実施や情報提供等の技術的支援を行う。                      災害廃棄物に係る協力支援体制について、廃棄物処理業者との連携に加え建設業者等との連携を図る。また、国・県・市・民間事業者団体を構成する「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」において、県外自治体等との協力支援体制を構築する。</p>	<p>愛知県災害廃棄物処理計画に基づき、市町村、一部事務組合等を対象とした研修会、情報伝達訓練及び図上演習を実施することで、各主体の連携体制の整備や人材育成を図る。                      また、国の交付金に係る指導監督事務や技術的助言を通して、処理施設の整備・防災対策を進める。</p> <p>[災害廃棄物に関する研修会]                      &lt;第1回&gt;10月9日                      対象：市町村、一部事務組合、県                      内容：平成27年9月関東・東北豪雨による災害廃棄物処理、タイムライン等に関する講義とグループワーク                      &lt;第2回&gt;11月26日                      対象：市町村、一部事務組合、県                      内容：被災自動車の処理に関する講義とグループワーク</p> <p>[情報伝達訓練]11月12日、13日                      主催：大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会                      対象：中部9県、市町村、一部事務組合</p> <p>[災害廃棄物図上演習]1月～2月（予定）                      対象：市町村、一部事務組合、県、民間事業者団体                      内容：豪雨を想定し、発災後の対応を検討する</p> <p>[災害廃棄物処理計画策定済み市町村数]                      27市町（平成30年8月末現在）</p> <p>[平成30年度交付金事業]                      13市等、交付金13,240百万円（予定）（平成29年度から30年度への地方繰越分含む）</p>



愛知県廃棄物処理計画の施策の平成30年度実施状況（詳細版）

処理計画本文		実施状況（平成30年度）
(2)	<p>② 災害廃棄物対策としての処理施設の整備・防災対策 市町村は、地震や風水害等に強い処理施設とするため、既存の処理施設及び新規の処理施設の整備・防災対策を推進する。 県は、市町村が設置する処理施設について、その設置や改良時の国の交付金に係る指導監督事務や技術的助言を通して、処理施設の整備・防災対策を推進する。</p>	<p>施策4(2)①と同じ</p>
	<p>③ 人材育成・訓練 県は、災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、県及び市町村、関係団体の職員を対象として伝達訓練、図上訓練等の模擬訓練や被災自治体の職員や専門家による講習会等を通じて災害廃棄物対策を担う人材の育成、訓練を実施する。また、有害物質への対応や処理困難な廃棄物の取扱方法についても、研修会等を通じて知識の向上を図る。 市町村においても、定期的に組織や連絡体制の確認を行い、市町村組織内や関係団体との伝達訓練を行うとともに、災害廃棄物処理計画で定めた仮置場の設置・運営方法についての確認や一般廃棄物処理施設、その他処理施設における防災対策や災害廃棄物の処理技術面の向上を図るため、研修会、机上訓練、実地訓練などを実施する。</p>	
<p><b>施策5 地域循環圏づくりの推進</b></p>		
<p><b>(1) あいち地域循環圏形成プランの推進</b></p>		
(1)	<p>① 「新・あいちエコタウンプラン」及び「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」の成果や理念を継承し、低炭素社会や自然共生社会との統合に対応しつつ、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、広域での循環が効率的な資源については、地域間での連携により、循環の環を重層的に構築していくという地域循環圏づくりの構築を目指す「あいち地域循環圏形成プラン～愛知のポテンシャルを生かした資源循環モデルの展開～」を推進する。</p>	<p>「あいち地域循環圏形成プラン（平成29年3月策定）」を推進するため、有識者、経済団体、行政関係者で構成する「あいち地域循環圏形成プラン推進会議」を開催し、プランに掲げた各種施策の進捗状況の確認等を行う。</p>

愛知県廃棄物処理計画の施策の平成30年度実施状況（詳細版）

処理計画本文		実施状況（平成30年度）
(1)	② 地域循環圏づくりは、3Rの取組が基本となることから、循環ビジネスの振興・支援を一層進めるとともに、地域の様々な人々が地域循環圏づくりに参加することを促進するため、循環型社会の形成を担う人材育成や情報環境の整備に努める。	資源循環情報システムの運営や県庁西庁舎1階の展示コーナーも活用して情報発信をするとともに、平成30年度からは、循環ビジネス創出コーディネーターを企業に派遣し、3Rの取組に関するアドバイスをすることで人材育成に努めている。
	③ バイオマスなど未利用資源・エネルギーの活用など、計画に基づく取組が、低炭素社会や自然共生社会づくりとの統合的な取組にも資するよう、多様な主体の連携によるネットワークの形成を促進する。	多様な主体が連携した新たな広域循環モデルの創設に向け、平成29年度にコーヒー豆かすを利用した食品循環資源に関するチームを事業者の参画のもと立ち上げ、補助金を活用しながら事業化を推進している。 また、30年度は更に、食品廃棄物、未利用木材、家畜排せつ物を有効利用するチームの立ち上げに着手している。 有識者や循環ビジネス創出コーディネーターを交え、モデル創設に向けた今後の課題や事業化へのアドバイス等を行う。
<b>(2) 循環ビジネスの振興支援</b>		
(2)	① 「あいち資源循環推進センター」において、環境技術や循環ビジネスの豊富な知識・経験を持つ「循環ビジネス創出コーディネーター」を配置し、事業化に向けた相談や技術指導を始め、循環ビジネスの発掘・創出から事業化、事業継続までを総合的に支援する。 また、事業者の3Rの取組支援や併設する情報コーナーのリニューアルなど、センターの機能を充実強化し、取組の普及・展開を促進する。	産学行政の連携の拠点として「あいち資源循環推進センター」を設置し、循環ビジネスの総合的な支援を行っている。  〔相談・技術指導件数〕 273件（平成30年10月末現在）
	② 先導的・効果的な循環ビジネスの発掘・創出を進めるための情報の提供、支援の場である「循環ビジネス創出会議」を様々な形態（セミナー、現地見学会等）で開催し、事業化に意欲を持つ企業の支援を行う。	現地見学会、ビジネスセミナー等を開催し、先導的・効果的な循環ビジネスの発掘・創出を進めるための情報の提供・支援を行っている。 〔平成30年度開催実績及び予定〕 ・愛知環境賞受賞企業を中心とした現地見学会2回 10月：ニチハ(株)、(株)マキタ（参加者34名） 11月：中津川包装工業(株)、リンナイ(株)（参加者35名） ・ビジネスセミナー2回 7月：プラスチックリサイクルにおける技術と取組（参加者98名） 3月：未定 ・ビジネス相談会1回 12月：相談件数4件

愛知県廃棄物処理計画の施策の平成30年度実施状況（詳細版）

処理計画本文		実施状況（平成30年度）
(2)	③ 先導的・効果的な循環ビジネスの事業化の検討やリサイクル施設等の整備（リサイクル、リデュース、ゼロエミッション関係施設整備）を実施する企業に対して補助を行い、ものづくり愛知を静脈側から支えていく。	リサイクル関係等施設整備事業及び循環ビジネス事業化検討事業に対し補助を実施した。 〔申込及び採択実績（平成30年度）〕 リサイクル関係等施設整備事業：応募件数14件、採択件数10件 循環ビジネス事業化検討事業：応募件数18件、採択件数11件
	④ メッセナゴヤを始めとする大型イベントの場を活用して優れたリサイクル製品や技術の紹介を行うなど、リサイクル市場の拡大や新たな需要創出を図りつつ、企業・団体が開発したリサイクル製品の販路拡大を支援する。 併せて、本県の各種支援施策のPRを強化し、先導的・効果的な取組事例の普及・展開を図る。	平成30年度は、「ものづくり博2018in東三河」、「メッセナゴヤ2018」及び「エコプロ2018」の大型の3展示会場において、県が展示ブースを確保の上、応募のあった県内企業の展示をサポートし、リサイクル製品等の販路拡大を支援するとともに、本県の各種支援施策をPRした。 〔開催実績〕 ・ものづくり博2018in東三河 出展者10社 ・メッセナゴヤ2018 出展者23社・団体 ・エコプロ2018 出展者10社
	⑤ 企業、団体による3Rなど環境負荷低減に向け、ものづくり愛知として優れた技術・事業及び活動・教育の取組を表彰する「愛知環境賞」を実施し、報道媒体による公表、表彰式の実施、事例集作成を通じて、広く表彰事例を社会に紹介することによって資源循環の気運の高揚を図る。	「愛知環境賞」として、企業、団体による3Rなど環境負荷低減に向けた、ものづくり愛知として優れた技術・事業・活動・教育の取組を表彰することとし、2月の表彰に向け選考手続を進めている。 〔応募件数〕 44件
	⑥ 減量化・資源化施設の導入に対する融資制度（経済環境適応資金融資制度）の周知に努める。	事業者支援のため、チラシの配布（12,000部）やインターネット等による情報提供に努めた。
	⑦ 企業のリサイクル施設の高度な技術や環境への取組に直接触れる機会を創出し、循環産業に対する理解促進やイメージ向上を図る。	愛知環境賞受賞企業等に対し、「AELネット」への加盟を促している。
<b>(3) 人づくりと情報発信の強化</b>		
(3)	① 資源循環を含め、持続可能な社会づくりに向けた「ビジョン」と「こころざし」を持ち、地域や職場で活躍できる人材を育成する「あいち環境塾」を引き続き実施するとともに、同塾修了生を中心とした人材育成や活動の場を充実拡大する。	6月から11月にかけて「あいち環境塾」を開講し人材育成に努めるとともに、修了生を中心として設立されたNPO法人AKJ環境総合研究所との連携を図っている。 ・通常講座 延べ12日間実施、20名修了 ・オープン講座 3月開催予定
	② 資源循環情報システムにより物質フローや廃棄物の排出情報、リサイクル事業に積極的に取り組んでいる企業の情報提供を行うとともに、ニーズに合わせた情報のタイムリーな更新やコンテンツの充実を行い、事業者等の資源循環の取組の活性化を図る。	「資源循環情報システム」の各コンテンツにより、企業始め一般県民にも利用しやすいよう情報発信を行っている。

愛知県廃棄物処理計画の施策の平成30年度実施状況（詳細版）

処理計画本文		実施状況（平成30年度）
(3)	③ 資源循環情報システムと関連するSNS（ソーシャルネットワークサービス）や動画サイトとの相互リンクを進め、効果的な情報発信やアピール力の高い情報・コンテンツとの連携に取り組む。	相互リンクの手法について、資源循環情報システムの全体的な構成見直しを含め検討している。
<b>(4) 多様な主体の連携の促進</b>		
(4)	① 愛知環境賞や循環ビジネス創出会議において、環境パートナーシップ・CLUB（EPOC）と共同開催するなど、引き続き連携を強化する。	愛知環境賞や循環ビジネス創出会議を環境パートナーシップ・CLUB（EPOC）と共同開催している。
	② 資源循環情報システムにある産業廃棄物の排出者と処理事業者のマッチング機能の活用促進や循環ビジネス創出会議におけるビジネス相談会の活用等を通じて企業同士の連携を促進する。	マッチング機能の活用についてチラシ等で広報するとともに、循環ビジネス創出会議等を通じて企業同士の連携を促進している。
	③ 食品廃棄物を含むバイオマスなど、今後の進展が期待される未利用資源を活用した地域循環圏づくりを進めるため、学識経験者や市町村、事業者、NPO等と連携、協働した推進チームを立ち上げる。	多様な主体が連携した新たな広域循環モデルの創設に向け、平成29年度にコーヒー豆かすを利用した食品循環資源に関するチームを事業者の参画のもと立ち上げ、補助金を活用しながら事業化を推進している。 また、30年度は更に、食品廃棄物、未利用木材、家畜排せつ物を有効利用するチームの立ち上げに着手している。 有識者や循環ビジネス創出コーディネーターを交え、モデル創設に向けた今後の課題や事業化へのアドバイス等を行う。
<b>(5) 低炭素社会に対応した資源循環の展開</b>		
(5)	① 廃棄物処理施設の設置に当たっては、エネルギー消費効率の高い機器を選定するなど、廃棄物処理に係るエネルギー消費を低減させるよう努める。また、空調機器や照明機器など、廃棄物処理施設に付随する設備についても、省エネ性能の高い機器の導入を促進する。 併せて、廃棄物処理施設の周囲に緑地設置を促進する。	一般廃棄物処理施設については、東部知多衛生組合がエネルギー回収型廃棄物処理施設の整備を進めており、そのための助言を行っている。（平成30年度竣工） [一般廃棄物処理施設のごみ発電実施状況] 県内43の焼却施設の内26施設（平成28年度末現在） （休止施設を含む） 民間事業者が設置する熱回収施設（産業廃棄物処理施設）については、「熱回収施設設置者認定制度」により設置の促進を図っている。 [熱回収認定施設数] 2施設（平成30年10月末現在）

愛知県廃棄物処理計画の施策の平成30年度実施状況（詳細版）

処理計画本文		実施状況（平成30年度）
(5)	② 一般廃棄物の処理施設については、循環型社会形成推進交付金等の活用などにより循環型社会形成の推進、地球温暖化対策の強化等に資する計画的な施設整備を促進する。	市町村・一部事務組合が設置するエネルギー回収施設やマテリアルリサイクル推進施設が国の循環型社会形成推進交付金等の対象となっており、循環型社会形成の推進、地球温暖化対策の強化等に資する計画的な施設整備を行うよう助言等を行う。 [平成30年度交付金事業（予定）] 13市等（16事業）、交付金交付金13,240百万円（予定） （平成29年度から30年度への地方繰越分含む）
	③ 廃棄物焼却炉における熱回収施設や発電施設、廃棄物系バイオマスの利活用施設など、循環型社会の形成とともに温室効果ガスの排出削減に寄与する施設整備を促進する。	
	④ 廃棄物の収集・運搬に用いる車両については、融資制度等の周知により低公害車の導入を促進するとともに、エコドライブの実践について啓発する。	事業者を対象としたエコドライブ講習会を開催し、エコドライブの普及促進を図っている。 [エコドライブ講習会] 平成30年度：3回実施  事業者からの相談に応じて補助金、融資制度について紹介するとともに、インターネットでも同制度を紹介している。 また、平成30年10月に開催した「産業廃棄物処理業優良化セミナー」において、優良産業廃棄物処理業者認定制度について啓発を行い、廃棄物運搬車両における低公害車の導入を促進した。
	⑤ 水素は、利用段階において二酸化炭素を排出せず、地球温暖化対策として重要なエネルギーであるが、現在、流通している水素のほとんどは、製造、輸送等の段階で二酸化炭素が排出されている。 このため、廃棄物由来の再生可能エネルギー等を既設の電力網・ガス導管で託送し、利用場所の近傍で、製造段階においても二酸化炭素の排出が少ない水素を製造・供給する「あいち低炭素水素サプライチェーン」について、自治体、企業等と連携して事業化を推進する。	水素の製造、輸送、利用に伴う二酸化炭素の排出が少ない水素を「低炭素水素」として認証・情報発信する「低炭素水素認証制度」を全国で初めて制定した（平成30年4月17日）。 水素社会の実現に向けて各主体が連携して取り組みを進めていくため、推進会議において「あいち低炭素水素サプライチェーン2030年ビジョン」を取りまとめて公表した。 トヨタ自動車株式会社を始めとする関係企業及び自治体の連携による「知多市・豊田市 再エネ利用低炭素水素プロジェクト」を供用開始した（平成30年4月25日）。 低炭素水素認証制度に基づき、「知多市・豊田市 再エネ利用低炭素水素プロジェクト」（平成30年4月12日）及び他1件（太陽光発電利用水素製造「鈴木商館セント